

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問 5（情）第12号）

第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 開示の請求

審査請求人は、令和 5 年 4 月 17 日付けで、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、次の行政文書の開示の請求をした（この請求を以下「本件請求」といい、本件請求に係る行政文書を「本件請求文書」という。）。

（開示の請求をした行政文書の件名又は内容）

土砂災害警戒区域等の指定業務で、表土の厚さを実測し、その実測値を記載した行政文書を開示願います。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、条例第 8 条第 2 項の規定により、令和 5 年 5 月 8 日付けで決定期間の延長を行い、その後、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 5 年 6 月 15 日付けで審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、令和 5 年 7 月 27 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下「行審法」という。）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県は、基礎調査において表土の厚さを実測せずに表土の平均厚さと最大厚さを基礎調査調書に記載したものと判断されるが、このように実測せずに数値を基礎調査調書に記載するということは「捏造」にあたる。

また、このような不正確な基礎調査調書が土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定業務の根拠となる理由を示していただきたい。

2 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求書及び反論書において、おおむね次のとおり主張している。

- (1) 県は、基礎調査において表土の厚さを実測していない。

しかしながら基礎調査調書には表土の平均厚さと最大厚さが明記されている。

このことから県は、表土の厚さを「捏造」して基礎調査調書に記載したものと判断される。

また、このような不正確な基礎調査調書をもとに土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定事務を行うことはあってはならない。

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定業務の根拠は存在しないことを確認するため審査請求する。

- (2) 基礎調査調書には表土の平均厚さおよび同最大厚さの記載欄があり、しかもその欄には 10cm きざみの数値が記載されている。県は「表土の厚さは、その性格上、実測の必要がない項目」とされている。

表土の厚さは、その土地が表層崩壊の土地なのか、深層崩壊の土地なのかを判断する重要な数値であるが、このことを確認するため下記 2 点について明確に回答いただきたい。

ア 表土の厚さは、「実測の必要がない、あるいは概況を把握するための項目」という回答ではなく、具体的に何に使う目的の数値なのか。

イ 表土の厚さの実測値を記載した行政文書がないのに、何を根拠に〇〇斜面が表層崩壊の土地であると判断したのか。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関は、本件処分を行った理由について、弁明書において、おおむね次のとおり主張している。

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）に基づき県が実施した基礎調査の結果を取りまとめた基礎調査調書（以下「基礎調査調書」という。）のうち、「地質の状況」欄を記載する目的は、調査地区の概況を記録することであり、その内容は、地表が一般的にどのような状況であるかということ把握できればよく、表土の厚さについては、「厚い」や「薄い」という表現で足りるが、このような定性的な表現では、基礎調査調書を閲覧する第三者の主観に大きく左右されることが考えられるため、数値化して表すこととしている。

このため、基礎調査調書の「地表の状況」欄の表土の厚さについては、その性質上、実測の必要がない項目であるため、現地踏査により侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等を主に目視で確認し、総合的に判断した概ねの値を記載することとしている。

このように、基礎調査調書の「地表の状況」欄の表土の厚さは、上記の手法により作成しており、「土砂災害警戒区域等の指定業務で、表土の厚さを実測し、その実測値を記載した行政文書」は存在しない。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、土砂災害警戒区域等の指定業務で、表土の厚さを実測し、その実測値を記載した文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件請求に対し、「地質の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さに記載した数値は、実測する調査方法は行っていないため、本件請求文書は作成又は取得していないとして、本件処分を行ったものである。

これに対し、審査請求人は、基礎調査において表土の厚さを実測せずに表土の平均厚さと最大厚さを基礎調査調書に記載するということは「捏造」にあたり、不正確な基礎調査調書を基に土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定事務を行ってはいならないため本件請求文書は存在する旨主張していると捉えられることから、以下、本件請求文書の存否について検討する。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 土砂災害警戒区域等の指定に必要な基礎調査について、当審査会から実施機関に確認したところ、基礎調査調書の作成において、「地表の状況」欄を記載する目的は、調査地区の概況を記録することにあるとのことであった。

また、当該基礎調査を実施する都道府県では、その大半において、一般財団法人砂防フロンティア整備機構（以下「機構」という。）が作成した基礎調査調書様式を準用しており、この様式には、表土の厚さを記載する項目がないとのことであった。

これらのことから、基礎調査調書の「地表の状況」欄の記載に当たって、表土の厚さを記載することは一般的ではないことが認められる。

次に、実施機関は、基礎調査調書の作成に当たって、機構の様式にはない表土の厚さを数値化して記載する項目を設けた独自様式を使用しているため、この点について確認したところ、表土の厚さについては、「厚い」や「薄い」など定性的な表現では、基礎調査調書を閲覧する第三者の主観に大きく左右されることが考えられるため、数値化して表すこととしているとのことであった。

また、表土の厚さの数値化に当たって実測していないことについて実施機関に確認したところ、「地表の状況」欄を記載する目的は、上記のとおり調査地区の概況を記録することであり、その内容は、地表が一般的にどのような状況であるかということ把握できればよく、表土の厚さについては、現地踏査により植生状況等を主に目視確認し、総合的に判断したおおむねの値を記載することで足り、実測することは求めているとのことであった。

さらに、土砂災害警戒区域等の設定に当たっては、「地表の状況」欄に記載した表土の厚さや、現地で実測した値を用いるのではなく、県内の既往災害資料から定めた値を適用しているとのことであった。

上記のことからすると、「地表の状況」欄に記載した表土の厚さは、土砂災害警戒区域等の設定に影響を与えるものとは認められないため、当該表

土の厚さの実測は求めているとの実施機関の説明は不自然、不合理ではない。

- (2) 法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）には、基礎調査の方法について定めがなく、実施機関においては、「広島県基礎調査マニュアル（案）急傾斜地編」（以下「マニュアル」という。）により基礎調査を行っているということであるため、当審査会において、マニュアルを確認したところ、「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さを実測することについての記載はなかった。

また、土砂災害警戒区域等の設定に関する調査業務を受注する業者に示した仕様書を確認したところ、表土の厚さを実測することについての記載はなかった。

加えて、マニュアルには、土砂災害警戒区域等の設定において、「地表の状況」欄に記載した表土の厚さを用いる旨の記載もなかった。

上記のとおり、基礎調査調書の「地表の状況」欄は、その性質上、本来的に実測値を記載することが予定されているものとはいえず、実施機関も「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さの欄については、実測の必要がない項目であると認識し、目視により、侵食痕跡、崩壊跡、植生状況等現地での状況を確認した結果、概算値を記載していると認められる。

これらの事情を踏まえると、「地表の状況」欄に、調査地区の概況を記載する一環として、表土の平均厚さ及び表土の最大厚さを、実測することなく、概算値を記載しているため、本件請求文書は存在していないと実施機関が説明していることは、不自然、不合理とまではいえない。

- (3) したがって、本件請求文書は存在しないため、これを不存在として実施機関が本件処分を行ったことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

4 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

- (1) 本件審査請求及び実施機関から当審査会に対し本件審査請求の諮問日と同日付けで諮問された別件審査請求4件は、審査請求から弁明書の発出までに約4か月ないし約2年3か月が経過している。また、別件審査請求では、一部の文書において探索が不十分な点も見られた。

当審査会において実施機関に対し弁明書の発出までに時間を要した理由を確認したところ、他の開示請求の対応や過去の審査請求の事例の確認を行っていたためであるとのことであったが、行政不服審査制度における「簡易迅速な手続」という趣旨を踏まえ、実施機関においては、今後、開示決定等に対する不服申立事案における処理に当たって、迅速かつ十分な対応が望まれる。

- (2) 「地表の状況」欄の表土の平均厚さ及び表土の最大厚さの欄に具体的な数値を記載する方法については、基礎調査調書を閲覧する者からみれば、一般的には実測した値であると解釈することが通常である。このため、記載方法としては、疑義がないわけではない。実施機関において、基礎調査調書を閲覧した者に誤解を生じさせない方法について検討することを期待する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 6 年 1 月 19 日	・ 諮問を受けた。
令和 6 年 7 月 25 日 (令和 6 年度第 4 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 8 月 22 日 (令和 6 年度第 5 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 9 月 26 日 (令和 6 年度第 6 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 6 年 10 月 31 日 (令和 6 年度第 7 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁護士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授